

## 令和6年度 空飛ぶクルマ社会受容性向上事業 業務委託仕様書

【委託業務名称】 令和6年度 空飛ぶクルマ社会受容性向上事業

【履行期間】 契約締結日～令和7年3月31日

### 1. 事業趣旨・目的

大阪府では、令和4年3月に策定した「大阪版ロードマップ」(注1)に基づき、2025年大阪・関西万博を契機とした空飛ぶクルマ(注2)の運航の実現と、その後のビジネス化をめざして取組みを進めているところです。空飛ぶクルマの実現にあたっては、機体等の技術開発、離着陸場等のインフラの整備、ビジネスの担い手となる事業者の発掘や、空飛ぶクルマに対する社会受容性の向上等の課題があります。大阪府では、これまでも、府民をはじめ多くの方に空飛ぶクルマのある社会像を広く理解してもらい、受け入れていただくため、空飛ぶクルマの社会受容性の向上に取り組んできたところです。

本年度事業においては、2035年ごろに産業・経済の担い手となる10代後半から20代の若年層(以下、「若年層」という)を主なターゲットとして社会受容性の向上を図る業務を実施します。

(注1)「大阪版ロードマップ」については、以下のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/osakaroadmap/index.html>

(注2)空飛ぶクルマとは、電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段。

参考：国土交通省 HP (<https://www.mlit.go.jp/common/001598473.pdf>)

(注3)府が実施する様々な取組を通じて達成する目標ですが、本事業が中心的に取組となります。

### 2. 委託業務の内容

本事業では、空飛ぶクルマの認知度向上や理解促進の取組に加えて、ターゲットである若年層の意識改革や行動変容のきっかけとなるよう以下の取組みを実施する。

#### (1) 空飛ぶクルマに関する価値の創造につながる取組の企画・実施

##### ①内容

- ・若年層を対象に、空飛ぶクルマの有用性や将来像に関する理解促進を図ることなどを通じて、将来的に空飛ぶクルマ関連ビジネスに携わる若年層が増加することが期待できるような、効果的な情報発信の取組みを企画、実施する。
- ・万博開幕半年前や100日前など、節目となる時期も踏まえ、効果的なタイミングで空飛ぶクルマの情報発信を実施する。

##### ②留意事項

- ・若年層に対し、事業の目的や目標に向けて、効果的に情報が伝わるのであれば、セミナーやシンポジウムの開催、SNSの活用など、実施にあたっての手段や、実施回数は問わない。

- ・提案内容については、具体的であり、実現性のあるものとする。
- ・実施する取組みについて、その手法や手段が若年層の行動様式等を踏まえ、効果的であるという根拠（エビデンス）を示すことができる内容であること。
- ・事業の実施にあたっては、大阪府と十分に協議したうえで、その内容を決定すること。最優秀提案事業者に選定されたことを以て、提案事業の実施が確定するものではない。
- ・事業の効果を高めめるため、委託料とは別に財源確保（事業協賛、広告協賛 etc.）を行うなど、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。ただし、確保した財源については、本事業に充当することとし、他の事業に充当することはできない。
- ・大阪府が作成した、VR コンテンツ（注4）やコンセプトムービー（注5）を利用することも可能である。

（注4）空飛ぶクルマの認知度向上を図るため、ヘッドマウントディスプレイを通して、大阪を舞台に「空飛ぶクルマのある未来社会像」を体験・体感できるバーチャル・リアリティコンテンツ。

（注5）大阪を舞台に、主人公の女子高生の体験を通して、空飛ぶクルマが日常に溶け込む未来の大阪の絵姿を分かりやすく紹介した「空飛ぶクルマのある未来社会像」を実感できる映像。以下のホームページにおいて、動画は公開しています。

大阪府空飛ぶクルマチャンネル：<https://www.youtube.com/@user-rv7st8xk9c/videos>

#### 【提案を求める事項】

- ① 効果的かつ実現性の高い事業を実施するための手法及び企画内容（いつ、どこで、どのようなメッセージを、誰に、どのように訴求するか等）、成果目標（参加・集客人数見込み）について、独自の知見やノウハウを活かして、具体的に提案すること。
- ② 事業実施にあたっての根拠（エビデンス）も併せて提案すること。
- ③ 上記に加え、事業効果を高めるために工夫を凝らした内容についても提案すること。

## （2）VRコンテンツやコンセプトムービーの効果的な活用

### ①内容

- ・空飛ぶクルマの未来社会を体感できるコンテンツとして、大阪府が作成したVRコンテンツやコンセプトムービーを活用し、目標達成に向けて取組みを企画・実施する。
- ・コンセプトムービーについては、できるだけ多くの府民の方に視聴いただくことのできる手法を検討し、実施する。

### ②留意事項

- ・実施する取組みについて、その手法や手段が若年層の行動様式等を踏まえ、効果的であるという根拠（エビデンス）を示すことができる内容であること。
- ・VRコンテンツの活用方法の検討にあたっては、以下の注意事項を踏まえて企画すること。
- ・イベント等で活用する場合であっても、当該イベントで実施する必要性や効果を具体的に説明できるものであること。単に、人が多く集まるイベントや万博に関連するイベントといった理由では認めない。

(注意事項)

- ・屋外で使用する場合には、直射日光を避け、雨風をしのげる環境で使用してください。
  - ・連続利用時間は約 3 時間です（充電時間：約 3 時間）。2 台を 1 セットとして利用していただくと、円滑な運用が可能です（1 台が稼働している間に、もう 1 台は充電してください）。
  - ・13 歳以上の方の使用が推奨されています。12 歳以下の方が使用する場合には、必ず保護者の同意を得るようにしてください。
  - ・座位での使用を推奨しています。イベント等実施時には、机と椅子をご用意ください。
  - ・以下に当てはまる方のご利用はお控えください。
    - 心臓の弱い方/重い病気にかかっている方/ペースメーカーなどの医療機器を装着している方
    - 部位に関わらず骨折されている方/乗り物に酔いやすい方/飲酒された方/体調がすぐれない方
    - その他ご利用により悪化する恐れのある症状がある方（暗所恐怖症、高所恐怖症、騒音過敏症など）
- 上記に当てはまらない場合でも、VR 体験によって体調が悪くなる可能性があります。妊娠中の方は時期により体調の変化につながることもありますのでご注意ください。

【提案を求める事項】

- ① 効果的かつ実現性の高い事業を実施するための手法及び企画内容（いつ、どこで、どのようなメッセージを、誰に、どのように訴求するか等）、成果目標（参加・集客人数見込み）について、独自の知見やノウハウを活かして、具体的に提案すること。
- ② 事業実施にあたっての根拠（エビデンス）も併せて提案すること。
- ③ 上記に加え、事業効果を高めるために工夫を凝らした内容についても提案すること。

(3) 社会受容性に関する調査等の実施

①内容

- ・空飛ぶクルマの認知度や利用意向等を把握するため、WEB 等の手法を活用して調査を行い、その結果を取りまとめたうえで報告書を作成する。
- ・（1）及び（2）の企画・実施結果・成果を取りまとめた報告書を作成する。
- ・令和 7 年度以降も空飛ぶクルマに係る社会受容性向上に向けた取組等を実施することを念頭に、（1）の企画・実施結果・成果、及び（1）の企画・実施を通じ収集した情報・データ（イベント実施後のアンケート結果、メディアを活用した情報発信結果・効果等）を踏まえた上で、以降大阪府として取り組むべき空飛ぶクルマに係る社会受容性向上に向けた取組事項等を提言として整理する。

②留意事項

- ・調査の手法については、WEB に限らず、必要なデータを収集できる方法であれば、手法は問わない。
- ・調査対象や調査項目、サンプル数等については、過去に大阪府が実施した調査を参考にしてください。（参考：大阪府政策マーケティングリサーチ「おおさか Q ネット」(R4)）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/mr/oqnet2022.html>

(参考：大阪府政策マーケティングリサーチ「おおさか Q ネット」(R5) )

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/mr/oqnet2023.html>

- ・調査の実施時期については、2～3月ごろを想定しているが、具体的な調査時期については大阪府と調整のうえ実施すること。
- ・事業完了後は、速やかに概要を取りまとめ、大阪府に提出すること。そのうえで、令和7年3月末までに最終報告書を取りまとめ、大阪府に提出すること。(詳細は、別途受託者に指示する。)なお、最終報告書は、印刷物の外、Word や PowerPoint など、二次利用できる形式の電子データでも提出すること。
- ・図表やイラスト等、視覚的要素を効果的に活用し、読み手に分かりやすい形で表現すること。

**【提案を求める内容】**

- ① 社会受容性を把握するための具体的な調査(手法、サンプル数、調査項目等)を提案すること。
- ② 調査結果を取りまとめ報告書のイメージを示すこと。
- ③ 事業完了後の報告書のイメージ(構成、項目等)を示すこと。

**(4) 事業スケジュール及び実施体制等**

- ・(1)～(3)の事業について、契約締結時期(7月上旬)から令和7年3月末までの想定しているスケジュールを示すこと。
- ・(1)～(3)の事業を確実に効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

**【提案を求める事項】**

- ① 事業の実施スケジュールを提案すること。
- ② 事業実施体制を提案すること(再委託を予定している場合には、再委託を予定している業務内容について明確にすること)。
- ③ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み(類似のイベント、講演会などの事業実績・成果、事業遂行に長けたスタッフの有無など)を記載すること。

**(5) 業務運営にあたっての留意事項**

- ・業務内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。特に、チラシやホームページ、実施状況などを外部に公表する場合などにあつては、その詳細について、あらかじめ大阪府と協議すること。
- ・広報媒体の作成にあたっては、色覚障がいのある人や高齢者などに配慮した印刷物を作成すること。  
(参考5)：「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/>

・事業の実施にあたっては、週 1 回程度、定例会議を開催し、業務の進捗状況についての報告や事業実施にあたっての協議等を行うこと。また、会議を通じて、関係職員が常に業務の運営方針を共有するとともに、コミュニケーションの促進を図り、日頃の課題に関する意見交換を行うことにより、効果的な業務の遂行に努めること。

### 3. 委託費の上限

委託費の総額は 10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 4. 委託事業の一般原則

- (1) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (2) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (3) 業務の主要部分の再委託は禁止とする。なお、業務の一部について再委託の必要が生じた場合は事前に大阪府と協議するとともに、その決定に従うこと。

### 5. 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、委託事業終了後 5 年間保存するものとする。

### 6. 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、適宜、委託事業の実施状況を書面等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

### 7. 経費の取扱い

- ・本業務の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本業務の経費で他の業務の経費をまかなってはならない。
- ・経費のうち、人件費、事業費については、実費弁済（事業者が実際に支払った経費分だけの請求を認める。）の考え方を取ることとする。また、本業務のために支出した全ての人件費、事業費について、給与明細、公的証明書、領収書等の各種証拠書類の提示を求める。
- ※人件費は実際に支給した給与額等（給与明細等で証明できる額）の積み上げで積算(精算)することとし、いわゆる単価方式（例：支給実績に関わらず、主任研究員は 1 日 60,000 円で一律計上する。）は認められない。
- ・本業務を行うに必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、以下の計算方法により算出した範囲内とする。

$$\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{事業費}) \times \text{一般管理費率}$$

※一般管理費率は、受託者の内部規定などで定める率または合理的な方法により算定したと認められる率とするが、10%を超えることはできない。

## 8. 物品の貸与について

受託者は、本業務を実施するに当たって貸与を希望する物品等について、物品等の品名及び数量、使用場所、貸与期間（物品の貸与期間は一年以内とする。）を大阪府に書面で届け出なければならない。貸与を希望する物品等を変更する際も、同様とする。なお、大阪府は、当該届出を受理し、貸与を決定する場合は、その旨を受託者に通知するものとする。受託者は、善良な管理者の注意をもって管理すること。

また、本業務を終了し、または中止した時は、当該物品等を返還すること。

## 7. その他

（１）本仕様書については、公募型プロポーザル方式による事業者選定の結果、最優秀提案者となった者と府との間で再度協議したうえで、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。

（２）本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。

（３）企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

（４）業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。

（５）あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。

（６）納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。

（７）報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word 形式及び PDF 形式、CD-ROM 等 2 枚）も提出すること。

なお、報告書等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作者人格権を行使しないこと。

（８）本業務を通じて知り得たビジネスプラン及び企業情報は、守秘義務により外へ漏らしてはならない。本委託事業の終了後においても同様とする。

（９）個人情報の取扱いについては、公募要領特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。

別紙 貸与可能物品等の一覧

大阪府より貸与が可能な物品等については、以下のとおりである。

品名	数量
VR ゴーグル	10 台
コンセプトムービー（データ）	ロングバージョン（日本語・英語） ショーバージョン（日本語・英語） ※日本語、英語、それぞれに字幕入りと字幕なしがあります。
スリムバナー （片面/W1,000mm×H2,000mm）	1 台
ピタッとスタンド（A1 サイズ）	2 台
大阪ラウンドテーブル パネル（A1 サイズ）	1 枚
コンセプトムービー パネル（A1 サイズ）	1 枚